

福島第二原子力発電所における 2025年度 人身災害発生状況及び 安全活動計画の実施状況について

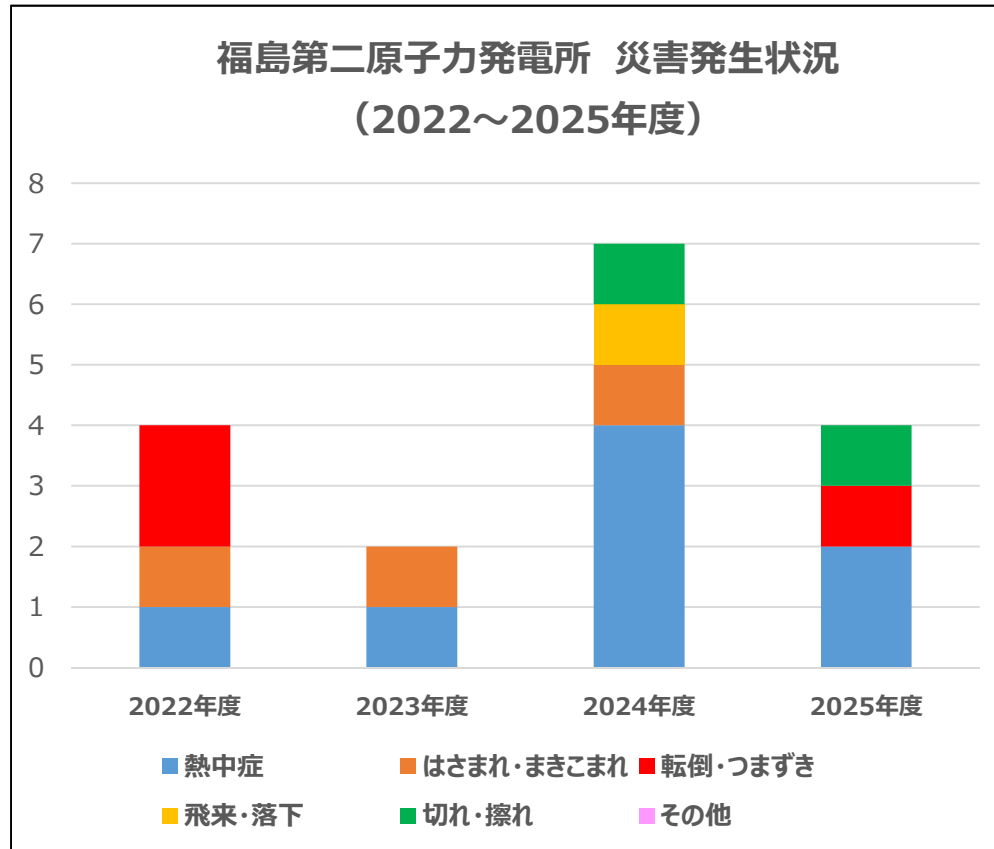
2025年11月18日

東京電力ホールディングス株式会社

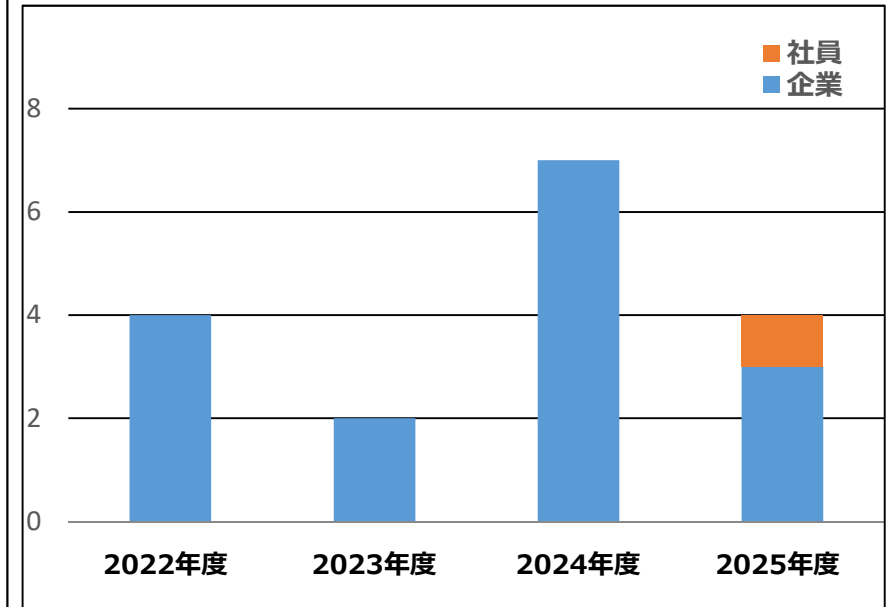
1-1. 2025年度の災害発生状況

1

◎2025年度 災害発生状況（2025年10月31日時点）
【年度別災害発生件数】



災害種別件数	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
熱中症	1	1	4	2
その他	0	0	0	0
転倒・つまずき	2	0	0	1
はさまれ・まきこまれ	1	1	1	0
飛来・落下	0	0	1	0
切れ・こすれ	0	0	1	1



- ✓ 2025年度は4件の災害が発生 災害件数内訳 … 熱中症：2件 転倒・つまずき：1件 切れ・こすれ：1件 (青字：良かった点 赤字：災害の要因)
 - ✓ 人身災害では、基本動作・行動が出来ていないこと、危険源の排除あるいは対応が徹底されないことが主な要因。
(段差の存在への対応、キャビネット扉を閉めず)
- 熱中症では、共通して熱中症防止対策（12の対策）を確実に実施出来ていた点は良好事例。
しかし、経験の浅い若年者や既往歴のある熱中症リスクの高い方への配慮が欠けていたことや体調変化に対して、相互に気づくことが出来なかったことが主な要因。

1-2-1. 2025年度の災害発生状況

2

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害1	9月16日	屋外巡視中（夜間）の警備員が道路の段差につまずき転倒し負傷	請負	転倒・ つまずき	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
屋外3・4号機 Hx/B 北側道路付近		被災者が屋外巡視中（夜間）、道路の段差につまずいた際、左足首を捻り、転倒し負傷した。 （本人意識あり、自立歩行可能、右肘及び右膝挫創） 転倒により左足外側踝に痛みを感じたものの、警備当直責任者には報告をせず巡視を続行。 巡視終了後、警備当直責任者に状況報告。右膝挫創による出血及び左足外側踝部の腫れを確認したことから、当日朝の勤務終了後、医療機関にて受診。 レントゲンによる診断の結果「左腓骨骨折の疑い」であった。 今回の受診は専門医ではないため、後日の9/18（木）に改めて医療機関（専門医）にて受診した結果「左足関節捻挫、左腓骨遠位端剥離骨折」と診断された。	44	8か月	作業中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因: ・危険箇所の抽出および危険箇所マップへの反映漏れ ◎物的要因： ・巡視ルート（構内道路）の段差 ◎人的要因： ・巡視時の安全確認不足 ・巡視経路（安全通路）の周知不足			◎当 社： ・当該箇所の段差についてアスファルト固化剤にて是正を行った。（完了済） ・委託警備会社と巡視における危険箇所の抽出を行い、路側線（白線）の劣化（薄れ）調査を実施し、主管 G へ CR を起票する。 ⇒ 現場表示対応を実施する。 ◎協力会社： ・TBM-KY 時に事案の共有を行い、注意喚起する。 ・危険箇所を発見した際は危険箇所マップへ反映すると共に、速やかに主管 G に報告する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-2. 2025年度の災害発生状況

3

No	発生日	件名	形態	種別	傷害程度
災害2	9月21日	事務作業中の作業員がファイルキャビネットの扉角に頭頂部をぶつけて負傷	請負	その他	軽傷Ⅰ
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
委託消防詰所		被災者が事務作業中、ファイルキャビネットからファイルを取り出し、扉を開けた状態でファイルを確認後、立ち上がった際に、扉角に頭部を接触し負傷した。 （本人意識あり、自立歩行可能、頭部切創（出血あり）） 頭部切創による出血を確認したことから、医療機関にて受診し、5針の傷口縫合を行った。 後日9/29（月）に再診し抜鉤した。なお、同日に診断書を受領した。 （診断名：頭頂部打撲・挫創）	59	32年 10か月	業務中
災害発生原因			再発防止対策		
◎管理的要因： ・キャビネットの扉の開閉に関する注意喚起がなかった。 ◎物的要因： ・キャビネット扉の種類が観音開きだった。 ◎人的要因： ・執務室内であったため、危険個所のリスクの感度が低かった。 ・キャビネットの扉が開いている状態で作業をしていたが、注意喚起をする人がいなかった。			◎当 社： ①本事象について、OE情報（JIT情報を作成し関係個所に周知する。） ②今回の災害について安全推進協議会にて協力企業に周知した。 2025.9.29 済 ◎協力会社： ①委託消防関係者全員に対して本事象を周知する。 ②キャビネット引き出しおよび扉へ注意喚起表示を取付ける。 ③キャビネット引き出しおよび扉の開閉時は「開けたら閉める」こと、扉の下では作業を行わないことを徹底する。 ④キャビネット扉下部（鋭角部）にトラテープおよびクッション材を取付ける。 ⑤キャビネット扉にゴムを取り付けて自動で閉まるように加工する。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

1-2-3. 2025年度の災害発生状況

4

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
熱中症 1	7月8日	当社社員が新入社員現場研修により体調不良	社員	熱中症	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
情報棟321・322会議室		被災者（新入社員）は、7/8新入社員研修のため各現場にて研修を実施。 翌日出社後、発熱や倦怠感などの体調不良を訴えたことから健康管理室で受診し発熱（37.7℃）を確認。 その後、業務車にて医療機関へ搬送し、「熱中症の疑い」と診断された。	18	3か月	業務中

再発防止対策

◎当 社：

熱中症対策は適宜に実施していたが、被災者が新入社員であり、自らの体調変化を把握しきれないことや的確に情報発信できないことから、以下の対策を実施する。

- ・指導者および研修担当グループに対して、熱中症の兆候や発症時の症状を的確に把握するための研修を実施する。
- ・指導者は、新入社員の体調不良の兆候に気づいた際は躊躇せず、研修から外し健康管理室で受診させる。
- ・指導者同士の体調確認を実践し見せることで、新入社員も相互に声を掛け合い体調不良を容易に言い出せる雰囲気醸成する（不慣れな環境下でも遠慮することなく発信できるよう、新入社員に再徹底した。）
- ・本事例と対策を3サイト研修担当グループへ周知する。

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
熱中症 2	9月17日	水処理建屋脇屋外設備エリアにて弁交換作業に従事していた監視員が体調不良	請負	熱中症	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
水処理建屋 屋外設備エリア		水処理建屋脇屋外設備エリアにおいて弁交換作業に従事していた被災者（監視員）が体調不良（左足の痙攣）を訴え、当社工事監理員へ連絡があった。意識はあるものの自力歩行不可のため、業務車にて元請け事務所へ移動（身体汚染なし）。その後、体調が悪化（吐き気）したことから、救急車を要請し医療機関へ搬送した。受診の結果、「熱中症（Ⅰ度）」と診断された。	40	2年 6か月	作業中
再発防止対策					
◎当 社： 熱中症対策は適宜に実施していたが本事象が発生させてしまったため、改めて体調管理の重要性について部内に本事象を周知する。 ◎協力企業： ・直射日光を受けての監視作業においては、「作業用パラソル」の設置もしくは「ビニール製日除け」を着用する。 ・過去の熱中症の既往歴を確認するとともに、既往歴のある作業員に対しては作業環境等に配慮する。					

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

◎安全活動の取組み結果(まとめ)

◆2025年度 達成すべき目標 : 「災害発生件数 ゼロ」

- 2025年度上期における人身災害は『熱中症:2件 転倒・つまずき:1件 切れ・こすれ:1件』で『請負(協力企業) : 3件 社員 : 1件』の4件発生している。
- ✓ 安全活動計画の活動状況として、各主管Gの活動計画に基づいて、計画通りに展開できており重篤な災害や社員災害は発生していないことから、活動の取組みは有効であると考えている。
- ✓ 上期の災害では基本動作・行動が出来ていないこと、危険源の排除あるいは対応が徹底されていないことが主な要因。
- ✓ 熱中症は協力企業2件、社員1件が発生しており、昨年度より減少を示している。
共通して、当所で展開している熱中症対策(12の対策※1)を確実に実施できていた点は良好事例。
しかし、経験の浅い若年者や既往歴のある熱中症リスクの高い方への配慮が欠けていたことや体調変化に対して、相互に気づくことが出来なかったことが主な要因。

次年度では、発電所の所員全員が「安全な行動」の振る舞いが出来ている状態を目指すため、2F安全統ルール17条※2の見直しや検討を行い安全活動の浸透・定着化の取組みを展開します。
(安全活動の取組み(キャンペーンなど)や実践状況の確認・監視を行う)
また、熱中症に関しては、防止対策の浸透・定着化のため周知・徹底を図る活動を継続して展開します。

※1 : スライド17 熱中症対策(12の対策)の徹底 参照

※2 : スライド20 2F安全統ルール17条 参照



次年度の安全活動計画へ反映

3-1. 2025年度 安全活動計画の取組み

7

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
安全意識の 向上・浸透	◎ 幹部による安全点検確認時の助言、指導【継続】 ・過去の災害発生を受けて災害要因となった事に対する安全意識、対策が継続されており劣化、風化がないことを確認。予兆については適宜指導を行い、協力企業、工事監理員に浸透させる。 ◆ 活動実績◆ ・全体朝礼、安全推進協議会、安全衛生委員会、経営会議、MM、各DB（イントラ、ふくに企業ネット）等を活用し社員及び協力企業へ安全活動に関する周知を実施。 ・安全点検運用要領に基づき点検実績：38件（10月末時点） ・連続無災害記録の掲示：40日（10/31現在） ・夏季安全活動強化運動の展開（6/1～10/31） ・あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回／月 ・「あんぜんプロジェクト」STOP！転倒災害の展開（9/1～10/31） 転倒しにくい歩行の実践として「階段では、手すりを掴んで昇降する」安全活動を浸透・定着させるための取組みを展開した。 今後は「安全装備品を正しく着用する」安全活動を展開する予定。 ⇒ 安全活動の展開や周知の不備、安全点検未実施に起因する災害なし	安全活動の展開や周知の不備、安全点検未実施に起因する災害なし
危険作業 抽出力向上	◎ リスクアセスメントの実施【継続・強化】 ・工事や業務におけるリスクアセスメントを実施し散在するリスクを抽出し、対策や改善を共有し実施する。特に現場への移動、現場間の移動の経路上の段差や扉を含むリスク抽出を徹底するとともに、腐食や劣化による周辺状況の危険を抽出し対策を実施する。 ・注意喚起表示があるものは順守する。 ・移動に関するリスクアセスメントを実施する際は、過去の災害事例を参照し、類似災害を防止する。 ◆ 活動実績◆ ・リスク抽出訓練を実施。 保全・工事部門：1回／上期 放射線管理部門：3回／上期 ⇒ 2025年度 上期において2件の災害が発生（転倒・つまずき：1件 切れ・こすれ：1件） 基本動作・行動が出来ていないこと、危険源の排除あるいは対応が徹底されていないことが主な要因。	リスク抽出、その結果の共有やリスク排除の不足による災害が発生

3-2. 2025年度 安全活動計画の取組み

8

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険作業 抽出力向上	◎ 安全点検の実施（安全点検運用要領遵守）【継続】 ・安全点検運用要領に則り直営作業、訓練、各工事において作業者及び協力企業と一緒に安全点検を実施し、リスクアセスメントで抽出されたリスク低減策の実施、手順や要領への反映、改善や是正をおこない現場リスクを低減する。 ◆活動実績◆ ・安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド14 <別紙1> 参照） ⇒ 安全点検運用要領の不遵守による災害発生はなし。	安全点検不備 に起因する災 害なし
	◎ 安全点検の実施（作業ルール・プロセス）【継続】 ・作業プロセス、基本ルールが手順書等に明確に示され作業に携わる者全員と共有されている事や作業現場の危険箇所（回転体、動力部、充電部等）に対する物理防護がされている事を確認しリスクを排除する。手順書はクリティカルステップとその確認行為を明確化し、作業にあたっては基本動作を徹底する。 ◆活動実績◆ ・安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド14 <別紙1> 参照） ⇒ 安全点検運用要領のプロセス、作業ルールによる不備はなし。	安全点検不備 に起因する災 害なし
	◎ 安全点検の実施（工具類）【継続】 ・安全上リスクがある回転工具や、本来具備されているべき安全装置・保護カバーを取外すまたは無効化した工具、用途外の使用がないことを確認しリスク排除する。 ◆活動実績◆ ・安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド14 <別紙1> 参照） ⇒ 工具類の使用、不備に起因する災害発生はなし。	安全点検不備 に起因する災 害なし
	◎ 安全点検の実施（安全装備・保護具）【継続・強化】 ・安全装備・保護具の着用、非着用の基準を手順に反映し着用失念を防止する。法令上要求される装備については作業従事中には必ず着用を徹底する。 ◆活動実績◆ ・安全点検において作業プロセス・ルール、工具等の点検事項を確認（スライド14 <別紙1> 参照） ⇒ 安全装備の不備に起因する災害発生はなし。	安全点検不備 に起因する災 害なし

3-3. 2025年度 安全活動計画の取組み

9

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険作業 抽出力向上	◎『現場作業者と顔の見える関係づくり』『受発注者が互いに言える現場づくり』を展開【継続・強化】 ・第一線事業所（福島第二原子力発電所）：作業現場に出向く頻度を高め、顔の見える関係を作る。 ・委託、請負工事の現場出向時やMO※3活動時に所員が作業者と対話を重ね、顔と名前を覚えてもらい気軽に相談できる関係を構築する。 ✓ 協力企業との対話で本音を聴き取り現場の状況を把握する。 ✓ 現場レベル（作業員-担当者間）での対話・懇談の場を設定する。 ◆活動実績◆ ・管理職によるMO活動を実施。（1回以上/月/人） ・監理員による現場出向時（TBM-KY、作業の振り返り など）による作業員との対話 ・あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回/月 ⇒ ・MO活動や監理員による現場出向時（TBM-KY、作業の振り返り）における協力企業担当者、作業者との積極的な対話は出来ている。 ・対話の場の設定は実施できていないため、実施方法などについて検討を進める。	現場作業者との対話は概ねできている
	◎TBM-KYへの参加（作業ルール・プロセス）【継続】 ・日々のTBM-KY活動に参加し、リスクの共有や必要な指導・助言を行うと共に実施内容の実効性や作業プロセス・ルールが守られているか、安全上重要な事項が共有出来ているか確認する。 ・「6つの重要な質問」を活用し、リスクの共有ミスの未然防止に努める。 ・一日の作業について結果を振り返り、翌日以降の作業手順・環境を改善する。（アフターKY） ◆活動実績◆ ・監理員の現場出向時やMO活動においてTBM-KYの実施状況を確認 ⇒ TBM-KYの未実施、作業の振り返り時の改善点の反映不備に起因する災害はなし。	TBM-KYの未実施、作業の振り返りの不備に起因する災害なし
	◎安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守【継続】 ・請負工事、業務（直営）作業における安全対策の標準化が図られるなど作業安全、災害のリスク低減を実施してきたが、安全対策仕様書、工事共通仕様書の遵守事項（作成書類、資機材、装備、標示）について請負方に要求している事項が確実に実施され、継続していることを確認する。 ◆活動実績◆ ・各工事、委託作業案件の事前検討会や安全事前評価、監理員の現場出向時において各仕様書の記載事項が遵守されていることを確認 ⇒ 安全対策仕様書、工事共通仕様書の不遵守に起因する災害発生はなし。	各仕様書不遵守に起因する災害なし

※3：スライド16 項目：マネジメントオブザベーション（MO） 参照

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険作業 抽出力向上	◎3H作業（工事・業務（直営））【継続】 ・新たな3H作業についても引き続き、施工要領書の確認、作業手順の相互確認、安全対策等への指導・助言を行う。 ・3H作業のほか特殊な作業、工法の導入など状況に応じて原子力安全事前評価マニュアルに基づき安全事前評価を実施する。 ◆活動実績◆ ・原子力安全事前評価の対象案件工事について計画を行い事前評価を実施。 ⇒ 3H作業、業務に起因する災害発生はなし。	3H作業・ 業務に起因する 災害なし
	◎MO活動【継続】 ・MO活動を発電所幹部や作業責任者が行い、作業現場における法令・作業ルール、リスクアセスメントやTBM-KYで決めた事が守られ、安全が確保されているかを確認し、作業員との対話（言い出し易い関係）や状況に応じ指導・助言をおこない現場リスクを低減する。 ◆活動実績◆ ・管理職によるMO活動を実施。（1回以上/月/人） ⇒ 安全が確保されているかの確認、作業員との対話（言い出し易い関係）や状況に応じ指導・助言および良好事例についてMODBへ入力。 過去の指導、助言および良好事例を観察ポイントとして収集し、MO観察者へ提供する。 至近では11月から開始する「安全装備品を正しく着用する」 安全活動に適用する予定。	MO活動による 現場者業者との 対話は概ねでき ている

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
危険予知 能力向上	◎災害動画（1F, 2F, KKの実災害）動画の活用【継続】 ・過去、実際に発生した災害（最悪の結果）を振り返る（または知る）事で、作業における災害要因の排除の意識を高める。事例検討においても活用し、類似災害の防止を徹底する。 ◆活動実績◆ ・過去に発生した災害事例（実災害動画）を所員、協力企業へOE情報、事例検討の題材として動画の視聴を展開。 ・「あんぜんプロジェクト」STOP！転倒災害 の実施項目として動画視聴（厚労省推奨動画）を展開。（9/1～10/31） ⇒ 過去の実災害の類似災害はなし	過去の実災害の 類似災害はなし
	◎OE情報、JIT情報の活用【継続】 ◎労働災害情報の活用【継続】 ・日々のMM、作業、業務（直営）等において事例を自らの業務に置き換え自らの対策として展開させる。 ・「伝わり、浸透し、活用される」観点で、ファンダメンタルズ※4に照らした振る舞いや、あるべき姿、法令遵守等の付加情報を追加し、類似災害を発生させないよう所員、協力企業へ展開する。（全体朝礼、安全推進協議会、安全衛生委員会、経営会議、MM、各DB（イントラ、ふくに企業ネット等を活用） ◆活動実績◆ ・他電力や自社内で発生した災害（死亡・重症災害）及び原子力発電所関連の災害情報について発電所員、協力企業に向けて情報を提供。（提供件数：20件（10/31末時点）） ・緊急OE情報について速やかに情報を提供。（提供件数：10件（10/31末時点）） ⇒ 周知事例の類似災害はなし	周知事例の 類似災害はなし

※4：スライド16 項目：振る舞い教育 参照

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
熱中症防止対策	◎熱中症防止対策【継続】 作業計画・準備段階から『熱中症対策（12の対策）』の基本事項を全員で共有・理解し、実践する。 また、現場作業における作業管理や作業員の健康管理、こまめな休憩管理（水分・塩分補給）のほか、WBGT値の測定結果を考慮した緩和対策（空調服・クールベスト・保冷材の活用等）を実施し熱中症の発生を防止する。 ◆活動実績◆ ◎熱中症対策（12の対策）の徹底 ・熱中症防止対策の所員、協力企業への展開（5/1～10/31） ・熱中症対策（12の対策）の見直し（産業医監修のもと記載内容の見直し） ・防止対策前に予防対策を所内へ発信（暑熱順化、体調管理、水分補給等） ・夏季安全活動強化運動の展開（6/1～10/31）に合わせて再周知 ◎熱中症予防情報の情報提供（イントラ、ふくに企業ネット）【継続】 ・熱中症予防情報（WBGT値最高予測値、12の対策等）の提供（平日毎日） ◎熱中症に対し継続学習出来る仕組みの構築【継続】 ・産業医を講師とした講演会の開催（4/19） ・eラーニング（LMS）を活用した理解・知識の向上・・・【2F】熱中症教育 ◎熱中症防止及び発生時の緩和対策【継続】 ・『行動を促す環境（しくみ）の構築』（全社方針）・・・体調変化の早期対応 ・発電所各施設にOS-1、保冷剤等を配備（正門、出入管理所、各号機PPゲート前） ・熱中症対策ウォッチ【カナリア】の運用 ✓ 所内各G、協力企業へ配備し活用を推進（240個） ◎その他 ・あいさつ運動の展開（核セキュリティ部門、協力企業と協働）：1回／月 ⇒ 2025年度 上期において熱中症2件が発生 共通して、当所で展開している熱中症対策（12の対策※1）を確実に実施できていた点は良好事例。 しかし、経験の浅い若年者や既往歴のある熱中症リスクの高い方への配慮が欠けていたことや体調変化に対して、相互に気づくことが出来なかったことが主な要因。	2025年度 上期で2件の 熱中症が発生

アクションプラン	安全活動の実施項目、実績	活動の結果
寒冷環境下 作業対策	◎寒冷環境下作業の体調確認実施【継続】 ・12月～3月の冬季は「寒冷環境下作業の体調自己チェック表」により現場出向前、作業中、作業後に体調確認を行い、体調管理に努める。 - 対策について定期周知し期間中の慣れによる風化を防止。	—
対策の監視	◎2F安全統一ルール 17条の遵守【継続】 ◎法令（労働安全衛生法等）、現場における作業ルールの遵守【継続】 ・法令（労働安全衛生法、消防法など）や作業ルール（安全対策仕様書、工事共通仕様書、安全統一ルール17条等）が確実に実践されているか、相互（社員・協力企業）に確認する。 ◆活動実績◆ ・労基立入（臨検：第1回 6/27） 結果：指摘および指導事項はなし ・「あんぜんプロジェクト」STOP！転倒災害の展開（9/1～10/31） 転倒しにくい歩行の実践として「階段では、手すりを掴んで昇降する」安全活動を浸透・定着させるための取組みを展開した。 今後は「安全装備品を正しく着用する」安全活動を展開する予定。 ・2F「安全統一ルール17条」の見直し 発電所員が更なる安全意識の向上と安全な行動（不安全行動をしない）の振舞いの浸透・定着を目指すため、2F「安全統一ルール17条」の見直しを行う。 ⇒ ルール不遵守による災害発生はなし。	ルール不遵守に起因する災害発生はなし

◎ <別紙1> 2025年度 安全点検実施時の確認事項を整理

・作業プロセス・ルール ・工具等の安全総点検

安全活動の取組み (危険作業抽出力向上)	確認事項
1.安全点検の実施 作業プロセス・ルール	●書類点検 ① 事前検討会資料の内容確認（安全点検結果、施工要領書含む） ② リスクアセスメントでのリスク抽出（準備、片付け、移動等付帯作業含む） されている事 ③ 作業手順が現場と乖離の無い事 ④ 作業手順へ具体的な図や写真等を用いて、関係者全員が理解できるよう 記載されている事。 ⑤手順書はクリティカルステップを明示し、確認行為を記述する ●現場点検（【危険物への物理的防護有無の点検】を含む） ① 事前検討会のリスクアセスメントシートで抽出したリスク低減対策を確実に 実施していること、及び手順書等の記載が実際の作業手順から乖離していない事 ② 危険箇所（回転体、動力部、充電部等）の露出等による災害発生リスクの ある箇所を含め、過去の災害事例や最近の不適合事例を参考にした リスク抽出・是正の実施 ③安全点検は、協力企業と監理員が協働して実施する
2.安全点検の実施 工具類	①刈払機については安全装置がない切創リスクの高いものの使用がない事 ②取扱説明書等に記載された用途以外の方法による使用がない事 ③安全装置・保護カバーを無効化しての使用がない事 ④改造品、メーカー推奨以外の修理品の使用がない事

項 目	概 要
安全パトロール	・ 協力企業との合同パトロール（4回／年） ・ 幹部パトロール（特別管理職による現場作業等の行動観察を実施（1回以上/月/人））
キャンペーン	・ 夏季・冬季「安全活動強化運動」として、夏季、冬季特有の災害事例の周知及び作業前の体調自己チェック表による管理 ・ 熱中症防止対策の実施 ○ 産業医講師による講演会の実施（4/19実施済み） ○ 産業医監修の研修資料を2F社員に対して熱中症研修eラーニングを展開。 また、協力企業に対しては、研修資料を配布し防止対策の確認を依頼
安全推進協議会	・ 1回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、労働安全及び災害派生状況（他サイト情報含む）に関する情報提供や安全行動観察結果（良好、指摘）の周知と今後の取り組みを共有
パートナーシップ委員会	・ 1回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、協力企業からの様々な意見に対し改善を図る
協力企業との懇談会	・ 1回／四半期の頻度で懇談会毎に議論テーマ（原子力安全、作業安全、法令遵守等）を設定し協力企業と東京電力の取組みの共有及び、意見交換により対策を立案し共有を図る

項 目	概 要
寒冷環境下作業の体調管理	・ 1 2月1日から3月31日の期間において、気温の低下による体調不良を防止するため、熱中症防止対策と同様に体調自己チェック表を使用し管理
振る舞い教育	・ ファンダメンタルズ※の浸透活動 協力企業への説明と冊子の配布 ※ファンダメンタルズ：日常的に業務に携わる全ての人たちが備えておくべき知識や技能、また、実践するべきふるまいをまとめたもの
OE 情報共有	・ OE 情報として、災害事例を所員および協力企業に周知し、教訓を生かすことにより必要な対策を実施する活動 ※運転経験情報：Operating Experience
マネジメントオブザベーション（MO）	・ 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況（作業実施状況など）を一定時間留まって観察し助言することにより、現場の改善につなげる活動 また、コーチングによりMO力量を上げMO活動（現場WDN、パトロール等）によるリスク感知・抽出・排除の強化
挨拶運動の展開	・ 「安全活動の強化」及び「熱中症防止対策期間」キャンペーンの一環として社員・協力企業が共同で出入管理所他に立哨し「あいさつ活動による災害の防止」や「熱中症防止の啓蒙活動」を実施する。



対 策	概 要
熱中症対策（12の対策）の徹底	・社員及び協力企業に対して、熱中症対策（12の対策）を徹底するため、周知を行い理解を深める。 ◆12の対策：厚労省「職場における熱中症予防対策マニュアル」を産業医監修のもとで「作業計画」「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「健康増進」の観点で12項目に整理した福島第二共通の対策
体調管理チェックシート運用	・個人の体調管理とその変化を見逃さないよう『体調自己チェック表』を活用する。
熱中症教育	・社員及び協力企業に対して産業医による熱中症防止対策について、教育の受講依頼・周知し理解を深める。 （社員：eラーニング、協力企業：教育資料 周知） ・産業医講師による講演会の実施（4/19実施済み） ・社員に対して、熱中症教育としてeラーニングの受講を依頼
熱中症対策水配備	・RW管理区域出入り管理エリア、Hx/B休憩所、事務本館に水分補給用飲料水を配備する。 ・管理区域外の巡視や直営作業等において、水分・塩分補給を指示し熱中症予防を図る。
塩タブレット配備	・作業員待合所、各管理区域出入り管理エリア、RW/B・Hx/B休憩所、事務本館に塩タブレットを配備する。
熱中症対策応急キット	・1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリア、作業員待合所、RW/B・Hx/B休憩所へ配備をし予防や『万が一の緊急時』に備える。
熱中症防止対策ウォッチ（カナリア）の活用	・熱中症対策ウォッチ（カナリア）を配備。所員及び協力企業を対象に貸与を行い熱中症リスクを早期に検知。

対 策	概 要
自動給茶器（ｽｰﾌﾟ飲料）運用	・ 1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリアにて運用中。
クールベスト・空調服の運用	・ 屋外作業時におけるクールベスト又は空調服使用を指示する。 ※詳細は、WBGT値による熱中症防止対策参照。
熱中症対策車両の運用	・ 業務車両のエンジンをかけ冷房をつけた状態にすることで、屋外の現場作業における休憩場所として活用する。 ※熱中症対策における業務車の使用について参照。
携帯用熱中症指標計の運用	・ 作業現場環境把握のために携帯用熱中症指標計の使用を指示する。
熱中症予報周知と注意喚起	・ 環境省熱中症予報サイトの情報を当日・翌日のWBGT最高予想値をｲﾄﾗへ掲載。併せて所内MMにて周知すると共に事務本館、121会議室、食堂前に掲示し所員への注意喚起を促す。 ・ 熱中症指標モニターを事務本館玄関、防護本部前、各S/B入口、RW/B入口、正門西門に掲示し、構内のWBGT値が常に確認できるように配備する。
熱中症注意喚起の垂れ幕掲示	・ 熱中症注意喚起の垂れ幕を事務本館玄関、防護本部に掲示し、水分・塩分補給及び休憩を促すことで熱中症予防を図る。

■ 転倒しにくい歩行の実践と環境整備

1. 転倒しにくい履き物の着用

◎ スリッパ、サンダル、かかとが固定されていない靴、靴底が平らで滑りやすい靴は、転倒リスクが高いため着用しない

2. 転倒しにくい歩行姿勢の励行

◎ ながら歩行の禁止（スマホ使用など）

◎ 両手に荷物を持ったまま歩行しない（バッグ等を使用）

◎ 階段では、手すりを掴んで昇降する

- ・ポケットに手を入れたまま歩行しない
- ・時間に余裕を持って行動する（走らない）
- ・通路以外の箇所を通行しない
- ・曲がり角では、インをつきすぎない
- ・斜め横断をしない

3. 転倒しにくい環境の整備（再確認）

- ・床面や通路面は、つまずき、滑り等の危険のない状態に保持する
（荷物やイス等を出しっ放しにしない）
- ・段差は極力解消する
（または、黄黒テープ等で目印）
- ・照明等により通行に必要な明るさを確保する
- ・荷物は台車等で運搬する

4. 更なる安全意識の向上

- ◎ 動画等を活用した教育、災害事例をもとに事故例検討の実施など、機会を捉えた意見交換
- ・掲示ポスター等の張り出し

◆ 福島第二の取組み ◆

	転倒災害防止のための実施事項	実施対象	
		社員	企業
①	・ 社員、協力企業への周知 ※【あんぜんプロジェクト】の目的、実施事項	○	○
②	・ 実施事項の実践 （ 転倒しにくい歩行の実践と環境整備 ） ※実施期間終了後、取組みのアンケートを実施	○	○
③	・ 災害事例の紹介【災害事例：5件】 ※協力企業にはOE情報としての活用を依頼	○	○
④	・ グループ討議（安全行動宣言） （災害事例5件の内、1件を選定し実施） ※討議結果を集約	○	-
⑤	・ 管理職等による 事務所内、中操（S／B含む）巡視 ※実施事項の実践状況、環境の整備状況をチェック	○	○
⑥	・ 災害動画の視聴 ※危険予知、転倒防止、運動に関する動画	○	○



2F安全統一ルール17条

第1条 挨拶 挨拶は、されるものではなく、するもの！ 「おはようございます」 「お疲れ様です」 「ご安全に」	点検色の識別 第10条 ワイヤーロープ等の吊り具は月別点検を実施し識別管理する！ 1月：緑 2月：黄 3月：赤 4月：白 この期間で繰り返し
第2条 指差呼称 点検対象「指差呼称」 「○○ヨシ！」言葉に出して確認を！ 「安全帯の使用は正しいか？」 「前方・後方、左右は正しいか？」 「可燃物の除去、養生は正しいか？」	第11条 墜落制止用器具装着と使用 訓練出陣時は「墜落・墜落制止用器具装着！」 作業の開始については、作業開始前に必ず点検、点検の結果により判断 鉄鎖1本に安全帯は1人 ハース型など作業に適合した墜落制止用器具を選定
TBM-KY 第3条 確実なTBM-KYの実施 原則現場での実施！（高圧工エリアは除く） 実施者・責任者を明確化し 一人KY、振り返りKYの実施 作業手順、必要機材・工具の確認	第12条 掴む手摺り 階段昇降時は手摺りを掴む！ 「下りは必須」 「直らず昇降」 仮設階段のステップ幅、段差は適切か？
安全装備 第4条 基本安全装備 「安全帯」着用 「保護メガネ」着用（適用除外有り） 「耳栓着用」（必要に応じて） 「安全靴」の使用 用途に合った「保護手袋」使用	第13条 端部養生 足場等管理部（クランプ含む）の養生人が容易に立ち入らない箇所を確保
5Sの徹底 第5条 ゴミはゴミを呼ぶ！ 5Sは安全を呼ぶ！ 「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣化」	適切な選択 第14条 作業に適した適切な刃物等の選定を！ グラインダーは必ず手で使用する
安全標識 第6条 注意喚起標識の設置 「開口部」への注意喚起標識 「昇降設備」への注意喚起標識 「有期限限」の標識	検電器 第15条 作業前に「検電」を確実に実施！
発汗 熱中対策 日々の体調把握と管理が大切！ 「体調把握」 「水分補給」 「決めたとおりに休憩する」 暑後は、...「止める暑気」	第16条 火気作業 「可燃物の撤去排除」 「火気養生の徹底」 「火気監視の徹底」
速度 遵守 第8条 PP内「ライト点灯」 機内「30km/h」厳守！	危険物 第17条 「発火物の撤去排除」 「必要最小限の持ち込み」 「遮風・換気の徹底」
動かぬ車両 第9条 PP内で駐車時は必ず「輪止め」を！	

今日も一日
ご安全に！

福島第二原子力発電所 安全推進協議会 作業安全部会

◎2F安全統一ルール17条

福島第二の社員、協力企業との協議で決めた**安全ルール**です。

一人ひとりの所員・作業員が率先して安全行動を示しましょう！

- | | |
|------------|-------------------|
| 第1条：挨拶 | 第10条：点検色の識別 |
| 第2条：指差呼称 | 第11条：墜落制止用器具装着と使用 |
| 第3条：TBM-KY | 第12条：掴む手摺り |
| 第4条：安全装備 | 第13条：端部養生 |
| 第5条：5Sの徹底 | 第14条：適切な選択 |
| 第6条：安全標識 | 第15条：検電器 |
| 第7条：熱中症対策 | 第16条：火気作業 |
| 第8条：速度遵守 | 第17条：危険物 |
| 第9条：動かぬ車両 | |

2025年度 安全所長方針

**ワンチームで安全な作業環境を構築し
みんなの笑顔を守ろう！**



- 全員が気楽に相談、話し合える関係になる！
- 準備から片づけ、移動にも気を払う！
- O E 情報に学びリスク抽出と排除を徹底する！

福島第二原子力発電所長
都留 昭彦